

教室主任 各位

医学系研究科動物実験委員会委員長

## 平成 28 年度 第 7 回 動物実験講習会の開催について (通知)

平成 19 年 4 月に「東京大学動物実験実施規則 (以下、規則)」及び「東京大学動物実験実施マニュアル (以下、マニュアル)」が改定施行され、規則 12 条及びマニュアル第 10 章により、動物実験に従事する者及び飼養者は、動物実験講習会を受講することが義務づけられております。

したがって、本講習会を受講していない場合には、動物実験責任者となること及び動物実験に従事することができませんので、動物実験責任者及び動物実験に従事する者で過去に受講していない教職員・学生、並びに今後動物実験に従事する予定の教職員・学生に必ず受講するよう周知方よろしくお願いたします。

受講済みの者のうち、**H23 年度に受講した者は、H28 年度に 5 年の期限が終了**しますので、**H28 年度の期限前日までに、必ず受講**願います。

また、**受講期限が過ぎた未受講者**については、**IC カードを止めさせていただきます**。この場合、**入館が出来なくなるだけでなく、実験従事者からも外させていただきますので、充分ご注意願います。**

(H24 年 2 月 27 日受講者の末尾番号は、**No.2590**、H24 年 4 月 16 日～20 日受講者の末尾番号は、**No.12336**)

※動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験に係る業務を統括する者 (教授、准教授、講師、助教または助手が担当する。)

(規則)

第 12 条 部局の長は、動物実験責任者、動物実験実施者、施設等責任者、実験動物管理者及び飼養者 (以下「従事者等」という。) に対して、実験動物の飼養及び保管又は動物実験等に従事する場合は、動物実験講習会を開催し、次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 法律及び規則等の遵守に関する事項
- (2) 動物実験等の実施及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保及び環境保全に関する事項
- (5) 施設等の利用に関する事項
- (6) その他動物実験等に関連する事項

(マニュアル)

2. 動物実験実施者及び飼養者の実施事項

- (1) 動物実験実施者及び飼養者は、必ず動物実験講習会を受講しなければならない。

### 動物実験講習会

【第 7 回】平成 29 年 2 月 3 日 (金) 午後 4 時～午後 5 時 30 分

会 場：医学部 医学図書館 3 階 333 室

注) 30 分以上の遅刻は認められません。

希望者名等は**教室・診療科毎**にとりまとめ、**別紙の申込用紙**に必要事項を記入し、**1 月 30 日 (月)**までに、学内便またはメールにて動物資源研究領域事務室 (生命科学実験棟 1 階事務室) へ提出してください。受講者には終了後、受講修了証を発行いたします。

【問合せ及び提出先】

動物資源研究領域事務室 (生命科学実験棟 1 階事務室)

担当：田村

内線：23623 FAX：03-5841-3679 (23679)

E-mail：jim-animal@m.u-tokyo.ac.jp